

廃棄物等の海洋投入処分に係る新たな仕組みについて

はじめに

海洋投入処分とは

陸上で発生した廃棄物、港湾等のしゅんせつ工事によって生じた水底土砂、不要となった海洋施設（海底油田・ガス田のためのプラットフォーム等）を、海洋にて処理することを海洋投入処分といいます。

海洋投入処分の管理

廃棄物等の海洋投入処分は、海洋汚染の一因となる可能性があるため、国際的には「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（以下「ロンドン条約」と呼びます。）にて国際協調の下で厳格に管理されています。わが国は、ロンドン条約に1973年（昭和48年）に署名し、1980年（昭和55年）に批准しました。ロンドン条約を受けて、国内では「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海洋汚染防止法」と呼びます。）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」と呼びます。）に基づき所要の措置が講じられています。

ロンドン条約改定議定書の採択と海洋汚染防止法の改正

1996年（平成8年）、ロンドン条約の規制内容を更に強化することを目的として、ロンドン条約改定議定書（以下「96年議定書¹」と呼びます。）が採択されました。わが国は、96年議定書が求める海洋における廃棄物等の処理に関する規制の一層の充実に対応するため、陸上にて発生する廃棄物等の海洋投入処分を許可制とするとともに、廃棄物の海域における焼却を禁止すること等を主な内容として、海洋汚染防止法の改正を行いました（平成16年5月19日公布）。この改正をうけて、許可制度の運用に当たり必要な事項を「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令」（以下「許可省令」と呼びます。）に、許可省令にて定める許可申請書及び添付書類の記載方法を具体的に定めるガイドラインを「廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件」（以下「告示」と呼びます。）として示しています（平成17年9月22日公布）。

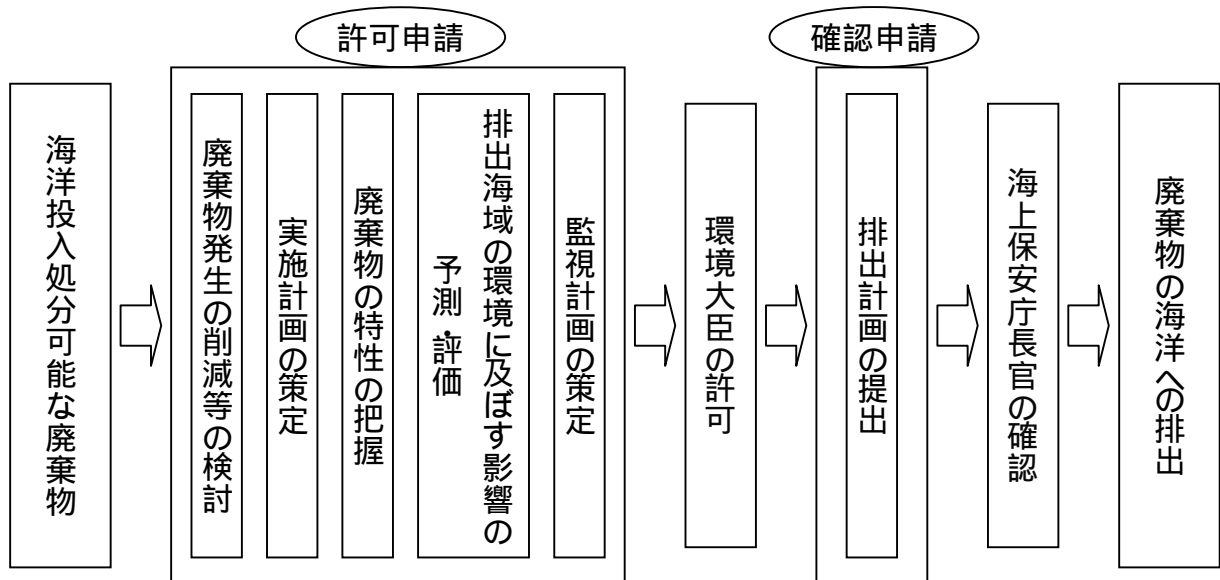
この冊子では、改正された海洋汚染防止法に基づいて廃棄物等の海洋投入処分の許可を受ける際の要点を解説します。

¹ 96年議定書の批准・承認国は26ヶ国に達し、2006年3月24日、国際発効している。

・許可制度の全体的な説明

1．新たな制度の仕組みはどのようになっているのでしょうか？

改正された海洋汚染防止法では、廃棄物等の海洋投入処分を実施する場合には「環境大臣の許可」が必要です。許可を得るために、法令の定めるところにしたがって環境大臣に対する許可申請をしていただき、審査を受ける必要があります。また、実際に海洋投入処分する前に排出計画を海上保安庁長官に提出し、その処分が環境大臣の許可に則したものであることの事前確認を得る必要があります。



2．許可はいつから必要ですか？

改正された海洋汚染防止法の施行は平成 19 年 4 月 1 日です。したがって、この日以降の海洋投入処分には環境大臣の許可等が必要となります。許可申請の受付は、施行半年前の平成 18 年 10 月 1 日からです。

3．海洋投入処分することができる廃棄物等はどのようなものなのでしょうか？

わが国では、廃棄物の処理を陸上にて行うことが原則であり（廃棄物処理法施行令第 3 条第 5 号及び第 6 条第 1 項第 5 号）、どうしても陸上処分が困難でやむを得ないものについてのみ、海洋投入処分を認めています。今回の許可省令及び告示の公布においては、次の産業廃棄物について手順等を示しています。

赤泥	廃棄物処理法施行令第 6 条第 1 項第 4 号イ(1)(イ)に掲げる汚泥のうち同令別表第 3 の 2 の 2 の項に掲げる施設において発生したもの
建設汚泥	廃棄物処理法施行令第 6 条第 1 項第 4 号イ(1)(ロ)に掲げる汚泥

有機性汚泥等	廃棄物処理法施行令第6条第1項第4号イ(1)(イ)に掲げる汚泥のうち有機性のもの、同号イ(2)に掲げる廃酸又は廃アルカリ、同号イ(3)に掲げる動植物性残さ及び同号イ(4)に掲げる家畜ふん尿
--------	--

ここに掲げられたものであっても、有害物質等に係る判定基準に適合しないものは海洋投入処分することができないのは今までと同様です。

なお、水底土砂についても、発生する土砂の多くが有効利用されていますが、発生地の状況等によっては、海洋投入処分せざるを得ない場合があります。水底土砂についても有害物質の判定基準に適合するもの(以下「一般水底土砂」と呼びます。)以外は海洋投入処分できません。

4. 許可申請を行い、許可を受けるのは誰なのでしょう?

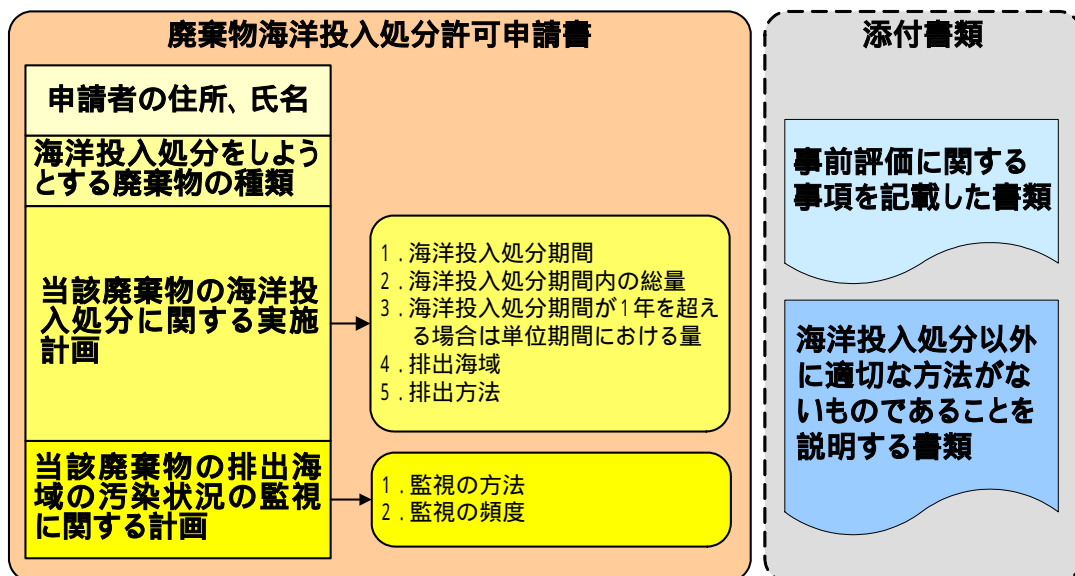
原則として排出事業者(またはこれに相当する事業主体)の代表者が許可申請者となり、許可を受ける仕組みとしています。

今回の制度は、海洋投入処分を限定的かつ例外的に許可することを前提としています。このため、許可発給の前提として、対象となる廃棄物の発生量が最大限抑制されているかどうか、有効利用等によって海洋にて処理しなければならない量を最小限に留めているかどうか、廃棄物の性状と想定される発生量に基づいた海洋環境への影響はどうか、といったことを事前に明らかにする必要があります。これらについては、当該廃棄物を生じさせる排出事業者のみが知りうることや、対策できることが多く含まれています。

なお、廃棄物が中間処理を経た後に海洋投入処分される場合には中間処理業者が許可申請者となります。また、複数の廃棄物が集められて同時に海洋投入処分される場合には、複数の排出事業者が連名で許可申請者となることとしています。

5. 許可申請を行うときに必要な書類はどのようなものなのでしょう?

廃棄物海洋投入処分許可申請書とこれに添付する書類が必要です。これらをまとめると、下図のとおりとなります。実施計画の記載内容、監視に関する計画の記載内容、添付書類の記載内容はそれぞれの項でご説明します。



6. 許可申請書はどこへ提出すればよいのでしょうか？

許可申請書は、環境省地球環境局環境保全対策課に提出していただきます。

7. 許可審査の過程はどのようになるのでしょうか？

海洋投入処分許可申請書が提出された後すみやかに、環境大臣は申請の概要を公告するとともに、許可申請書及び添付書類をその公告の日から1ヶ月公衆に縦覧にします。申請内容に対して海洋環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、環境大臣に意見書を提出することができます。

環境大臣は、提出された意見も参考にしつつ、許可申請書の内容を審査し、以下の基準を満たしている場合に限り、許可発給をします。

排出海域及び排出方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該排出海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること。

海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであること。

・廃棄物海洋投入処分許可申請書の記載に関するポイント

8. 海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類はどのように示せばよいのですか？

海洋投入処分しようとする廃棄物の名称は、その廃棄物の法令上の区分（廃棄物処理法施行令の該当条項）を明らかにするとともに、赤泥、建設汚泥といったように、廃棄物が特定しやすいように記述してください。また、発生源、発生過程、処理過程等を図で解説するなど、廃棄物がどのような工程を経て発生し、どのような過程を経て海洋に処分されるのかをわかりやすく示してください。

9. 実施計画には何を記載すればよいのですか？

廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画には以下の事項を記載する必要があります。

廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間（海洋投入処分期間）	事業計画等から、海洋投入処分を必要とする期間を記入します。ただし、5年を超えて処分が見込まれる場合は、5年として申請します（許可期間は最大でも5年としています）。
海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	前記期間に海洋投入処分しようとする廃棄物の総量（見込み量）を重量及び容積で記載します。
単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	海洋投入処分期間が1年を超える場合には、1年ごと（最後に1年未満の期間を生じたときは、その期間を含む）の海洋投入処分しようとする廃棄物の数量を重量及び容積で記載します。

廃棄物の排出海域	許可省令第6条（同別表）に定める基準にしたがって海洋投入処分しようとする場所を、緯度経度、半径などで特定して示します。申請書には、海図に具体的な範囲を記載したものを添付します。範囲を設定する際は、海洋投入処分の実施時に排出船が風や吹送流により移動すること等を考慮して、排出船による処分行為が収まる具体的な海域を円形あるいは矩形で明示してください。
廃棄物の排出方法	許可省令第6条（同別表）に定める基準にしたがって採用する廃棄物の排出方法を、図面を用いるなどの適切な方法で分かりやすく記載します。

10. 廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画には何を記載すればよいのですか？

監視計画には、監視の方法と監視の頻度を記載します。監視を実施しその結果を報告することが必要な事項は、数量の実績、判定基準への適合状況、排出海域の状況です。

	監視の方法	監視の頻度
数量の実績	廃棄物処理記録簿等により実績を確認します。	1年に1回（許可の有効期間が1年未満の場合には、当該許可の有効期間において1回）の頻度で確認します。
判定基準への適合状況	工程等に変更がなく、適合状況に変化がないと見込まれる場合は、その旨報告します。それ以外の場合には、あらためて分析することが必要です。なお、建設汚泥は定期的に分析することが必要です。	1年に1回（許可の有効期間が1年未満の場合には、当該許可の有効期間において1回）の頻度で確認します。ただし、建設汚泥は1ヶ月に1回の頻度で分析することが必要です。
排出海域の状況	後述する事前評価に用いた方法（文献調査、聞き取り調査、野外調査等）で状況を把握します。	海洋投入処分による海域の状況の変化を総括的に把握する上で適当な時期（基本は許可期間の終了直後）。ただし、許可の有効期間が3年を超える場合には、前述の監視までの間に中間的な監視を行います。

なお、監視の結果は環境大臣に報告することとなっており、数量の実績と判定基準への適合状況については1年に1回、排出海域の状況については監視の実施後速やかに報告する必要があります。

・添付する書類の記載に関するポイント

11. 事前評価に関する事項を記載した書類にはどのようなことを記載するのですか？

ここでいう「事前評価」とは、廃棄物等の海洋投入処分をすることが海洋環境に及ぼす影響について事前評価することをいいます。環境大臣は、許可申請が出されている海洋投入処分が、排

出を予定している海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものである場合に限り、許可を発給できることになっています。したがって、この書類には、海洋投入処分される廃棄物の特性と、排出を予定している海域の海洋環境の現況を明らかにした上で、実施計画に基づく処分が実施された時の影響を予測、評価し、その処分が海洋環境の保全に著しい影響を及ぼすものではないことを示す必要があります。

12. 事前評価はどのように進めればよいのでしょうか？

事前評価の進め方は図1に示すとおりとしています。

申請する廃棄物等について判定基準が定められている場合には、これを満たしていなければ海洋投入処分することはできません。これを満たした上で、「告示の別表に判断基準が定められている物質について基準を満たしている」、かつ、「海洋への排出直後の高濃度状態が解消された後又は海底に堆積した後において、難分解性や体内における濃縮等による生物に対する強い有害性を示すおそれがない」、かつ、「年間処分量が基準値以下」の場合には、初期的評価を実施します。初期的評価とするか包括的評価とするかの、年間処分量の基準は次のとおりです。

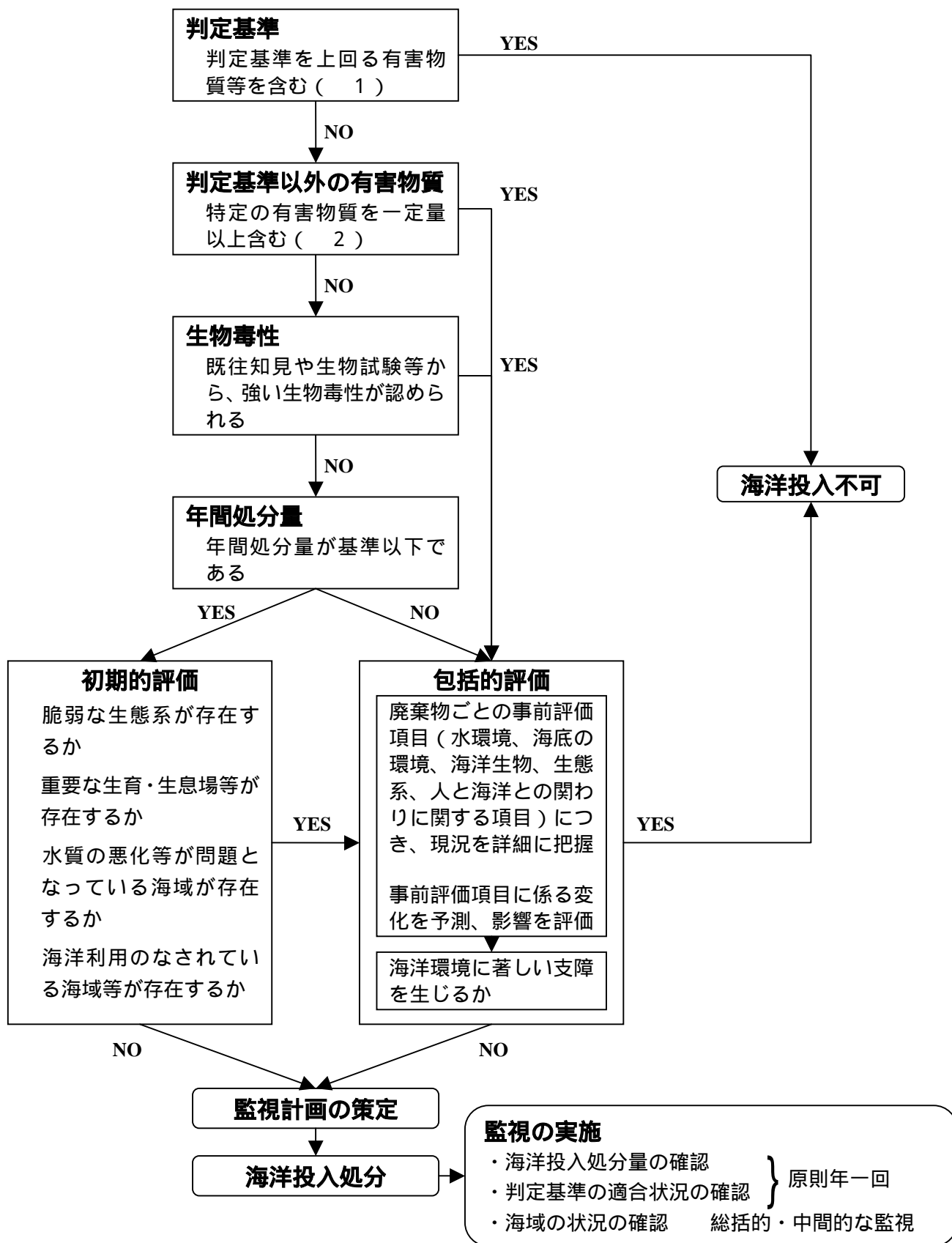
赤泥及び 有機性汚泥等	海洋投入処分期間(海洋投入処分期間が1年を超える場合は単位期間)の海洋投入処分量が10万立方メートル未満
建設汚泥及び 一般水底土砂	海洋投入処分期間(海洋投入処分期間が1年を超える場合は単位期間)の海洋投入処分量が10万立方メートル未満。10万立方メートル以上の場合には影響が想定される海域(以下「影響想定海域」と呼びます。)の海底において当該期間に堆積する厚さが30センチメートル未満

初期的評価における環境の現況の把握において、影響想定海域に藻場やサンゴ礁等の脆弱な生態系や海洋生物の産卵場などが存在しないのであれば、「海洋投入処分する廃棄物等に有害性が認められず、影響を蒙る対象が影響想定海域に存在しない」ことから、「著しい障害を及ぼすおそれはない」と評価できます。

初期的評価に該当しない場合は、包括的評価を行います。この場合には、影響想定海域において影響評価の対象となる水質、底質、生物、生態系、海洋の利用の現況を把握し、その結果に基づいて、予定されている海洋投入処分の影響を予測評価します。

13. 現況の把握はどうやって行うのですか？

初期的評価の場合も、包括的評価の場合も、既往の文献や資料の引用に基づいて、影響想定海域の環境の現況を把握することを基本とし、必要に応じて専門家等からの聞き取り調査を行います。また、包括的評価の場合には、必要に応じて現地調査(野外調査)により現況を把握することになります。なお、既往の情報に制約がある場合は、影響想定海域と類似性のある海域に関する情報を基に影響想定海域における調査項目の現況を推定することができます。



- 1 法令上、含有量等に関する数値基準が定められている物質
- 2 法令上の基準は定められていないが、要監視項目として目安値が定められている物質

図1 事前評価の進め方の概要

14. 影響の予測評価はどのように行うのですか？

初期的評価の場合は、前に述べたように、「海洋投入処分する廃棄物等に有害性が認められず、影響を蒙る対象が影響想定海域に存在しない」ことから、「著しい障害を及ぼすおそれはない」と予測評価できます。

包括的評価の場合には、例えば、

- ・同種又は類似の廃棄物の海洋投入処分事例からの引用または解析
- ・国などが有する調査研究の成果その他の資料の引用又は解析
- ・予測モデルによる数理計算又は水理模型を用いた実験

などから影響を予測し、その結果を踏まえて海洋環境に及ぼす影響の程度について分析し、評価を行うこととしています。なお、環境基準その他の基準や目標が設定されている場合には、それらとの比較を行うことが適切でしょう。

15. 事前評価の結果、「著しい障害を及ぼさない」とは言えない場合はどうしたらよいのですか

前に述べたとおり、「著しい障害を及ぼすおそれはない」ことが確認できなければ、環境大臣は許可を発給することはできません。事前評価を行った結果、「そうとは言い切れない」のであれば、1)海洋投入処分以外の方法で処分する、2)障害が著しくなくなる程度にまで海洋投入処分する量を削減する、3)障害が著しくなくなるように排出する場所を変える、といった措置が必要となります。2)や3)のような場合には、当初設定した実施計画が変わるのですから、もう一度事前評価をやり直してみる必要があります。

16. 海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類にはどのようなことを記載したら良いのでしょうか？

申請する廃棄物等の種類によって異なりますが、基本的には、その廃棄物が発生する工程（建設汚泥の場合は、土砂の発生地や中間処理の過程等）や、海洋投入されるまでの処理の過程を明らかにした上で、

廃棄物の発生量を最大限抑制していること

有効利用等により最終処分する量を最大限抑制していること

最終処分に海洋を利用する量を最大限抑制していること

を示して下さい。これに基づいて、申請する量が海洋投入処分する以外に方法がないことを明らかにすることが必要です。

・その他の事項

17. 許可変更に関する申請はどのようなときに必要ですか？

許可省令が定める「軽微な変更」に該当しない変更が発生する場合には、あらためて環境大臣の許可を受ける必要があります。許可省令では、「軽微な変更」を以下のいずれにも該当しない

場合としています。

海洋投入処分する廃棄物の種類の変更

海洋投入処分期間の延長

海洋投入処分期間通算での処分量の増加

単位期間における処分量の著しい増加。特に初期的評価の場合に、その量的基準を上回るような増加

排出海域の変更

海洋環境に及ぼす影響が減ぜられる場合を除く、排出方法の変更

汚染状況を監視する上でより効果的になる場合を除く、監視方法の変更

監視頻度が低くなるような頻度の変更

18．軽微な変更の場合は届けなくてもよいのですか？

軽微な変更があった場合には、「廃棄物海洋投入処分軽微変更等届出書」を提出していただきます。

19．許可の取消はありますか？

許可を受けた海洋投入処分がその実施計画に適合していないとき、許可を受けた者が海洋汚染防止法に違反して処分を受けたとき、偽りや不正によって許可を受けたときなどには許可が取り消される場合があります。

おわりに

海洋投入処分の許可に関する担当部局は、環境省地球環境局環境保全対策課です。許可の申請手続きや事前評価の内容、評価の仕方などの技術的な内容についても、許可申請をされる前から随時ご相談いたきたいことが可能です。

最後に、

海は、人類のみならず、この地球上に生息するすべての生命を育んだ、かけがえのない存在です。それ故、その海の利用には、海に対する畏敬の念、繊細な生態系に対する細心の配慮、世界共同体の一員としての自覚と責任ある振る舞いが求められています。このような認識の下に、アジェンダ21でもその必要性が指摘された、「予防的取り組み（precautionary approach）」の原則に基づいて、ロンドン条約96年議定書が採択されました。これは、影響がある行為を避けようとするのではなく、影響がないことが明らかでない行為は避けるべきであるとの考え方に立脚する、より積極的な海洋環境保全の考え方といえます。

海洋投入処分は、それ以外に適切な処理方法がない場合に限って、海洋環境への著しい影響がない方法で実施することが国際的な取り決めです。海洋投入処分を検討される皆様におかれましては、このような認識の下で今後とも海洋投入処分量削減にむけて最大限の努力をしていただき、海洋投入処分をせざるを得ないものについては、適切な事前評価と事後の監視を実施していただくことが、海洋環境への影響を最小限にとどめることにつながります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。



環境省

Ministry of the Environment

環境省 地球環境局 環境保全対策課

〒100-8975

東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館

電話：03-3581-3351（代表）

環境省ホームページ：<http://www.env.go.jp>